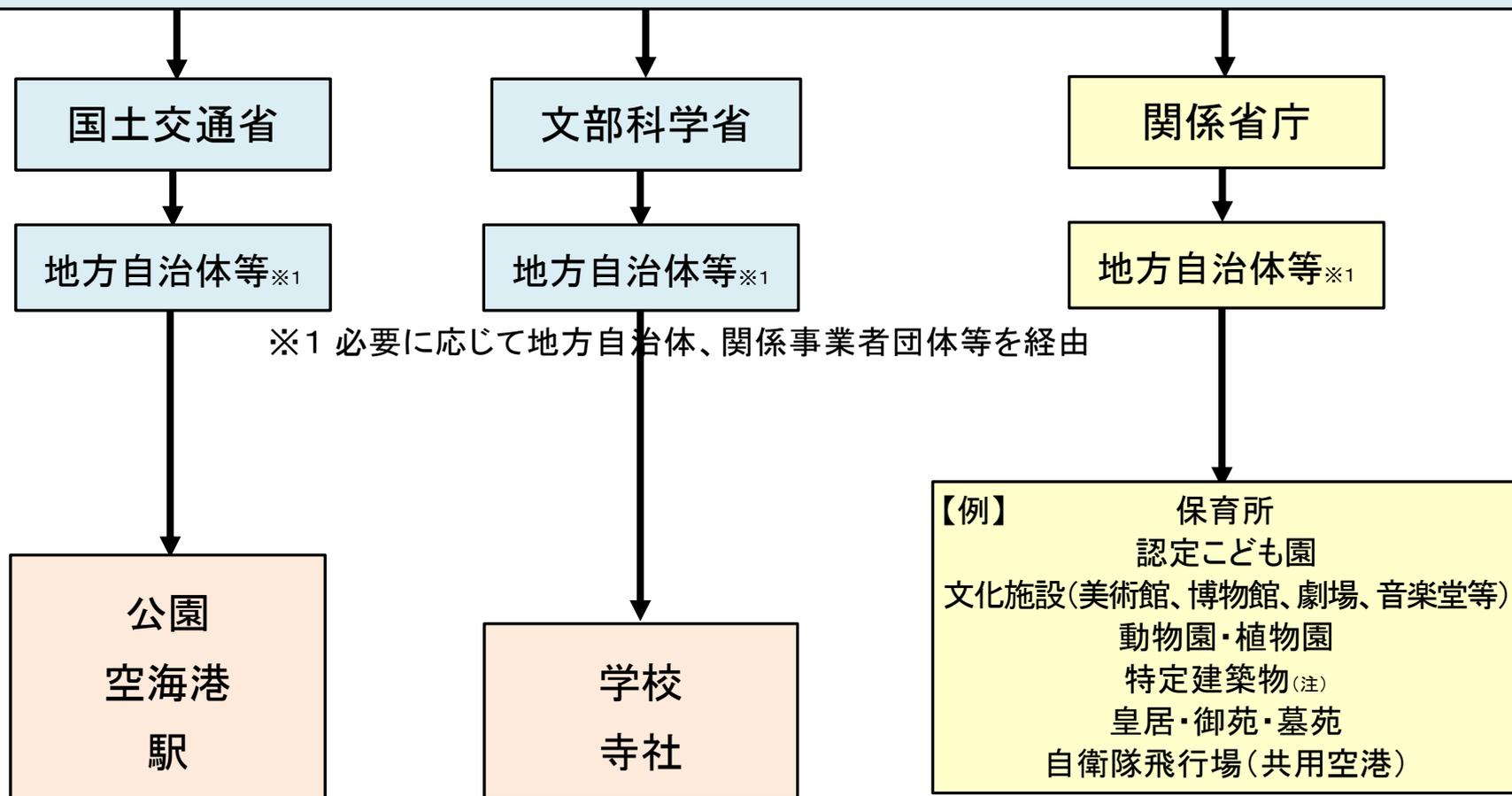


蚊が多く発生すると考えられる施設に対する予防対策の周知の徹底(フロー)

広い敷地を有するなど蚊が多く発生すると考えられる公園、学校、寺社、空海港、駅等における下草刈り、水溜り・不要物の除去等の予防対策の周知を徹底する。

厚生労働省・内閣官房 ※事務連絡を発出



※1 必要に応じて地方自治体、関係事業者団体等を経由

(注)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める特定建築物(興行場、百貨店、集会場、図書館、遊技場、店舗、事務所、研修所、旅館で3000㎡以上)

※2 上記施設を周知の対象とすることについて、今後、関係省庁と調整